

令和 2 年度 石川県会計年度任用職員(短時間非常勤職員)の募集案内

石川県工業試験場

会計年度任用職員とは、令和 2 年 4 月から施行される地方公務員法第 22 条の 2 によって定められる一般職の地方公務員で、非常勤の職員です。

1 募集区分、勤務場所、主な職務内容及び採用予定数

区分	勤務場所	主な職務内容	採用予定数
短時間非常勤職員	石川県工業試験場 (金沢市鞍月 2-1)	事務補助(パソコンによる資料作成・集計、書類整理など) 電話対応、来客受付対応など	1 名

2 勤務条件等

項 目	内 容
任用期間	令和 2 年 5 月 7 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
勤務時間	週の勤務日数が 5 日で、1 日の勤務時間が 5 時間 50 分(8 時 30 分から 15 時 20 分まで(休憩時間は 12 時から 13 時まで))
休 日 等	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
報 酬 等	報酬日額 5,250 円 ※その他、期末手当(R2 年度 6 月期:0.39 月、R2 年度 12 月期:1.3 月)、地域手当 3%相当額、通勤手当相当額が支給されます。(条例改正等により変更される場合あり)
休 暇	年次有給休暇、夏期休暇、忌引休暇 等
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。公務上又は通勤による災害についての補償制度があります。
服 務	地方公務員法上の各規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。 (例) 法律及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務 等採用後 1 か月間は条件付採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式に短時間非常勤職員として採用されます。

3 応募資格

次のいずれにも該当しないこと(地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しないこと)

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- (2) 石川県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 応募方法

指定の応募用紙に必要事項を記入し、次の宛先に持参又は郵送してください。

(宛先)

〒920-8203

石川県金沢市鞍月2丁目1番地

石川県工業試験場 管理部 会計年度任用職員募集担当

※封筒の表に「石川県会計年度任用職員希望」と朱書きしてください。

5 応募期間

令和2年4月21日(火)から令和2年4月23日(木)まで(郵送の場合、消印有効)

※窓口での受付時間は、9時から17時45分までとなります。

6 選考試験

(1) 選考方法

応募用紙をもとに、書類選考を行います。選考に合格された方に面接試験日をお知らせいたします。

(2) 面接日・場所

面接日は令和2年4月28日に実施します。会場は、工業試験場内となります。

(面接時間、詳細な場所は、書類選考合格者のみお知らせします。)

(3) 内定

選考試験の結果については、4月中にご連絡します。

7 その他

- ・提出された書類は一切返却しません。
- ・提出書類及び選考試験時に取得した個人情報、採用事務以外の目的には一切使用しません。

＜問い合わせ先・応募先＞

〒920-8203

石川県金沢市鞍月2丁目1番地

石川県工業試験場 管理部

TEL (076) 267-8080

FAX (076) 267-8090